

市内の建築設計団体と連携し、 震災時にいち早く無料建築相談を始めます！！ ～震災時の協力に関する協定を締結します！～

1 今回締結を行う3団体

- ・ 社団法人 神奈川県建築士事務所協会 横浜支部
- ・ 一般社団法人 横浜市建築士事務所協会
- ・ 横浜市建築設計協同組合 (50音順)

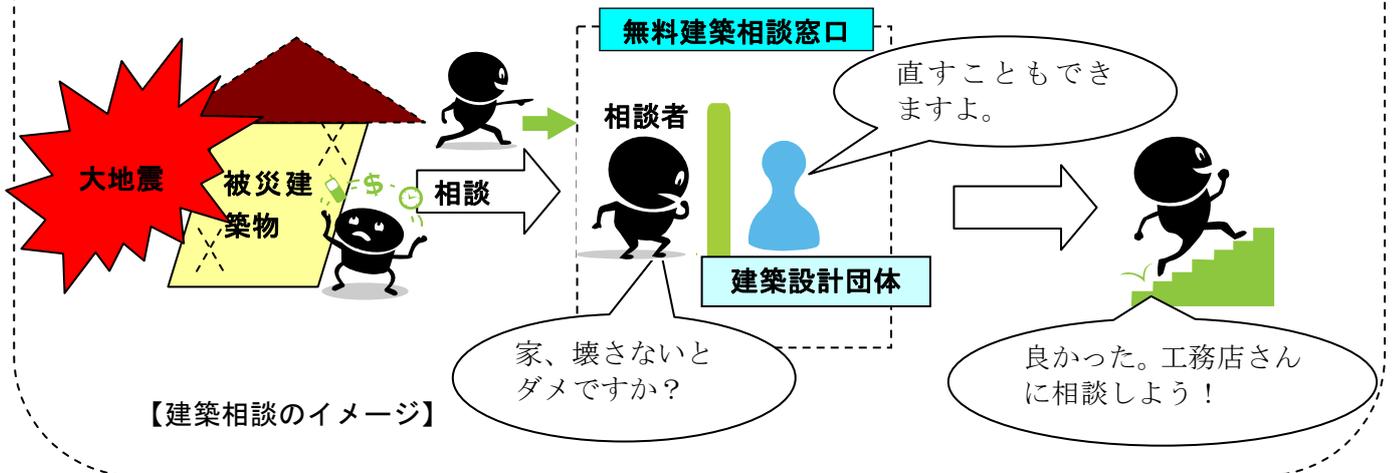
2 協定締結日時

- ・ 平成 25 年 1 月 15 日 (火) 午前 11 時から 11 時 30 分まで
 - ・ 横浜市中区相生町 3-56-1 JNビル 14階 建築局 局長室
- ※取材につきましては、当日 JNビル 14階 B会議室に午前 10 時 55 分までにお越しください。

(撮影可)

3 協定締結の趣旨

東日本大震災時には、横浜市でも市民の皆様から「このまま住み続けて危なくないか」「どのように修理したらよいか」などの相談が、多く寄せられました。これらの要望にいち早く対応するため、あらかじめ市内の建築設計団体と協定を締結し、建築相談窓口を震災後速やかに区役所などの市民の皆様的身近な場所に設置し、市民の安心を確保し早期の再建へつなげます。



お問い合わせ先

建築局建築企画課長 脇出 一郎 Tel 045-671-3592

(参考)

1 震災時の協力に関する協定概要

- (1) 震災建築物応急危険度判定士の参集要請に関すること
- (2) 被災建築物の建築相談に関すること
- (3) 被災建築物の被害認定調査の技術的支援に関すること
- (4) 前各号に関する訓練の実施及び知識の習得に関すること

※応急危険度判定とは：大地震が発生した直後に、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的とした制度

※被害認定調査とは：被災者の救済を目的として、建物の「全壊」及び「半壊」等について、国の認定基準に基づいて、主に柱・耐力壁等主要構造部の損害状況について調査するもの

2 締結先団体について

(1) 社団法人 神奈川県建築士事務所協会 横浜支部

支部長 小渡佳代子

会員数 251 事務所（平成 25 年 1 月 1 日現在）

概要 社団法人神奈川県建築士事務所協会は、平成 21 年 1 月に建築士法第 27 条の 2 に規定する法人として法定化され、横浜支部は横浜市内で建築士事務所を登録している事務所で組織している。上部団体は全国組織を統括している(社)日本建築士事務所協会連合会です。法定団体として建築士事務所業務の適正化と建築主等の利益保護を図り、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与する(憲章)ことを目的とした団体。

(2) 一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

理事長 平山 正義

会員数 262 名（平成 25 年 1 月現在）

概要 横浜市の地域において建築士法第 27 条の 2 に基づく団体として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展ならびに建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、以て建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした団体。

(3) 横浜市建築設計協同組合

理事長 金子 修司

組合員数 37 社（平成 24 年 12 月現在）

概要 横浜市建築設計協同組合は略称「YSK」として、横浜の地域で活動する 37 の設計専門事務所で構成された建築家集団です。YSKは創造をつづけ、社会的、文化的活動を通じて社会に寄与すること、公共施設などの業務を共同受注し、横浜のまちが住みよく、さらに魅力あるまち、であることを目指して都市と生活の環境づくりを考えて活動をする団体。